

医師国家試験事業外11試験事業 民間競争入札実施要項

令和 4 年 1 1 月

令和 6 年 1 月 (一部変更)

令和 6 年 11 月 (一部変更)

令和 7 年度 0 月 (一部変更)

厚生労働省

1. 趣旨

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号。以下「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、より良質かつ低廉な公共サービスを実現することを目的とするものである。

上記を踏まえ、厚生労働省は、公共サービス改革基本方針（令和 4 年 7 月 5 日閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された医師国家試験事業外11試験事業（以下「試験実施事業」という。）について、公共サービス改革基本方針に従って、民間競争入札実施要項（以下「実施要項」という。）を定めるものとする。

なお、試験実施事業の実施に当たっては、その重要性に鑑み、公正かつ的確に実施しなければならない試験実施事業全般の政策目標に十分配慮するものとする。

2. 試験実施事業の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき試験実施事業の質に関する事項

(1) 試験実施事業の概要

① 医師国家試験事業外11試験の概要

医師国家試験事業外11試験は、下記の各職種に必要な知識・技能を有するかどうかを判定することを目的に、年 1 回、厚生労働大臣が実施している。

厚生労働大臣が行う試験の実施に関する事務のうち、試験問題の作成及び採点、合格決定等を除く事務については、各地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）において実施しており、これらの事務がこの民間競争入札の対象となる。具体的には、会場確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等がある。

イ. 医師国家試験

医師国家試験は、医師法（昭和23年法律第201号）第 9 条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な医学及び公衆衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ロ. 歯科医師国家試験

歯科医師国家試験は、歯科医師法（昭和23年法律第202号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が歯科医師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の内容は、臨床上必要な歯科医学及び口腔（くう）衛生に関するもの。
- ・筆記試験（客観式）。

ハ. 保健師国家試験

保健師国家試験は、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が保健師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論。
- ・筆記試験（客観式）。

ニ. 助産師国家試験

助産師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が助産師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎助産学、助産診断・技術学、地域母子保健及び助産管理。
- ・筆記試験（客観式）。

ホ. 看護師国家試験

看護師国家試験は、保健師助産師看護師法第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が看護師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、人体の構造と機能、疾病の成り立ちと回復の促進、健康支援と社会保障制度、基礎看護学、成人看護学、老年看護学、小児看護学、母性看護学、精神看護学、在宅看護論及び看護の統合と実践。
- ・筆記試験（客観式）。

ヘ. 診療放射線技師国家試験

診療放射線技師国家試験は、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）第17条及び第18条に基づき、厚生労働大臣が診療放射線技師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、放射線生物学（放射線衛生学を含む。）、放射線物理学、放射化学、医用工学、診療画像機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医用画像情報学、放射線計測学、核医学検査技術学、放射線治療技術学及び放射線安全管理学。
- ・筆記試験（客観式）。

ト. 臨床検査技師国家試験

臨床検査技師国家試験は、臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号）第11条及び第12条に基づき、臨床検査技師が医師又は歯科医師の指示の下に、人体から排出され、又は採取された検査として厚生労働省令で定めるもの（微生物学的検査、免疫学的検査、血液学的検査、病理学的検査、生化学的検査、尿・糞便等一般検査及び遺伝子関連・染色体検査）及び厚生労働省令で定める生理学的検査を行うに当たり必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学。

- ・筆記試験（客観式）

チ. 理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験

理学療法士国家試験及び作業療法士国家試験は、理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）第9条及び第10条に基づき、厚生労働大臣が理学療法士及び作業療法士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・理学療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法。
- ・作業療法士国家試験の試験科目は、解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法。

- ・筆記試験（客観式）

リ. 視能訓練士国家試験

視能訓練士国家試験は、視能訓練士法（昭和46年法律第64号）第10条及び第11条に基づき、厚生労働大臣が視能訓練士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

- ・筆記試験（客観式）

ヌ. 管理栄養士国家試験

管理栄養士国家試験は、栄養士法（昭和22年法律第245号）第5条の2に基づき、厚生労働大臣が管理栄養士として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験科目は、社会・環境と健康、人体の構造と機能及び疾病の成り立ち、食べ物と健康、基礎栄養学、応用栄養学、栄養教育論、臨床栄養学、公衆栄養

学、給食経営管理論。

- ・筆記試験（客観式）

ル. 薬剤師国家試験

薬剤師国家試験は、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第11条及び第12条に基づき、厚生労働大臣が薬剤師として必要な知識及び技能について行う試験である。

- ・試験の科目は、物理・化学・生物、衛生、薬理、薬剤、病態・薬物治療、法規・制度・倫理、実務
- ・筆記試験（客観式）

※ 上記イ～ルの試験の内容及び試験科目については、各年度の試験問題作成過程で変更があり得るものとする。

② 試験実施時期

試験は、試験ごとに年1回実施しており、概ね2月から3月に各1～2日間の試験日が設定されている。

(2) 民間競争入札の対象となる試験実施事業を行う地域（以下「入札対象地域」という。）

入札対象地域は次表のとおりである。すべての試験、すべての地域を一括して入札を実施する。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士 作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
青森県			○	○	○						
宮城県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
埼玉県										○	
東京都	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新潟県	○	○	○	○	○						
愛知県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
石川県	○		○	○	○						○
大阪府	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
広島県	○	○	○	○	○	○	○				○
岡山県										○	
徳島県											○
香川県	○		○	○	○	○	○	○			
福岡県	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
熊本県	○										
沖縄県	○		○	○	○		○	○		○	

○印を付した試験地で該当する試験を実施する。

(3) 民間競争入札の対象となる試験実施事業の詳細な内容

民間競争入札の対象となる試験実施事業（以下「入札対象事業」という。）は、会場

確保、受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等の業務である。

なお、令和8年試験分の試験実施業務に関しては、一部試験については厚生労働省が構築したシステム（以下「Me-LeX（メレックス）」という。）を用いたオンラインでの手続きとなる。

① 事業期間

令和5年4月3日から令和8年3月31日までとする。（令和6年試験から令和8年試験までの受験案内・願書・受験写真用台紙配付・受付等、受験票の送付、試験会場設営、試験の監督・運営、合格発表等並びに令和6年試験から令和9年試験までの会場確保業務（会場確保業務については④ハを参照のこと）

② 厚生労働省からの無償貸与物件

各種マニュアル

- ・ 医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領及び薬剤師国家試験実施細則
- ・ 受験願書や受付資料等の様式例
- ・ 業務参考事例集
- ・ Me-LeX（メレックス）利用マニュアル

（注）上記資料は、入札公告後に、第三者に公表しないこと及び民間競争入札の目的以外には利用しない旨の貸与申請書兼誓約書を厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室に持参した者に貸与する。また、入札に参加しない場合は入札参加申込期限までに、入札に参加する場合は開札日までに返却すること。なお、落札者については、開札日以降引き続き貸与することとし、請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の月末までに返却すること。なお、「業務参考事例集」とは、近年、入札対象事業を実施する際に発生した問題となる事象について、その内容、原因、重大度等を記載したものである。

③ 業務の引継

民間事業者は、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者に対し必要な引継を書面でしなければならない。なお、民間事業者は、事前に当該書面について厚生労働省と調整を行うこと。また、必要に応じて厚生労働省が、業務終了前に現に業務を実施している民間事業者に対し、引継に必要な資料等を求めた場合は、民間事業者はこれに応じること。

④ 事業内容

イ. 施設の概要

入札対象事業は、各試験において、それぞれ下記に示す程度の規模の出願者を対象として実施するものである。したがって、入札対象事業の実施に当たっては、これらの規模の出願者を収容可能な大学等の施設を借り受けた上で実施する必要がある。

現時点において想定している出願者数の規模(令和6年実施分)

医師国家試験	10,900人程度
歯科医師国家試験	3,950人程度
保健師国家試験	8,500人程度
助産師国家試験	2,350人程度
看護師国家試験	67,650人程度
診療放射線技師国家試験	3,850人程度
臨床検査技師国家試験	5,600人程度
理学療法士国家試験	13,700人程度
作業療法士国家試験	6,150人程度
視能訓練士国家試験	950人程度
管理栄養士国家試験	18,310人程度
薬剤師国家試験	15,800人程度

注:全試験会場の合計人数である

なお、試験区分、試験地別の内訳は次のとおりである。

試験地	医師	歯科医師	保健師	助産師	看護師	診療放射線技師	臨床検査技師	理学療法士	作業療法士	視能訓練士	管理栄養士	薬剤師
北海道	400	200	150	100	3,100	250	200	550	300		850	550
青森県			200	50	1,300							
宮城県	950	250	550	150	3,300	250	250	950	500		1,310	1,200
埼玉県											1,160	
東京都	3,400	1,800	2,700	650	20,000	1,400	2,200	4,200	1,700	550	5,530	6,100
新潟県	200	150	350	50	1,200							
愛知県	1,000	350	1,100	250	6,700	450	550	1,600	700		2,280	1,700
石川県	500		400	50	1,700							450
大阪府	1,600	550	1,300	450	12,000	650	1,000	2,900	1,400	400	3,420	2,800
広島県	700	100	500	150	4,100	150	250					900
岡山県											1,500	
徳島県												500
香川県	650		400	100	3,300	200	300	750	300			
福岡県	1,100	550	700	300	10,000	500	750	2,500	1,100		2,150	1,600
熊本県	250											
沖縄県	150		150	50	950		100	250	150		110	
計	10,900	3,950	8,500	2,350	67,650	3,850	5,600	13,700	6,150	950	18,310	15,800

数値のある欄の試験地で該当する試験を実施する。前記(2)参照。

ロ. 業務実施上の注意

入札対象事業は下記ハ～チの各工程からなっている。民間事業者は業務の実施に当たり、以下のことに注意するほか、担当者を定めた上で、厚生労働省と連携を図り、円滑かつ確実な業務実施に努めること、また、その創意と工夫を生かしつつ、業務の公共性を踏まえてこれを適正かつ確実に実施するとともに、当該公共サービスに対する国民の信頼を確保するように努めること。

また、今後の関係法令の改正等により試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

- a) 入札対象事業の実施に当たり、作業フロー及び総括責任者、事業担当者等の作業体制、役割分担等、責任の所在を明確にすること。また、それぞれの事業担当部署の進捗具合を勘案して、進捗の遅れている事業担当部署に人員の再配置を行うなど、状況に合わせて柔軟に補正対応が可能な体制となっていること。
- b) 入札対象事業の工程ごとの作業方針及びスケジュールの策定並びに訪問及び郵送での書面による受験願書の受付窓口住所地及び電話等による照会窓口の決定を厚生労働省と調整の上、令和6年試験については、令和5年5月中旬、令和7年試験については、令和6年5月中旬、令和8年試験については、令和7年5月末までに行うこと。
- c) 受験申請者からの問い合わせや苦情等に対する対応については、専用回線を敷設するなど適切に行うこと。問い合わせや苦情等受付に関する開設期間は、下記の期間を想定している。
 - ・ 医師、歯科医師国家試験 …… 7月初め
 - ・ 保健師、助産師、看護師国家試験 …… 8月初め
 - ・ 診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士国家試験 …… 9月初め
 - ・ 管理栄養士国家試験 …… ~~7~~8月末
 - ・ 薬剤師国家試験 …… 8月末
- d) 事故等が発生した場合は、関連するマニュアル等に従って、迅速に対応するとともに、速やかに厚生労働省に報告しなければならない。また、必要がある場合は、事故等発生後、速やかに厚生労働省に連絡して指示を仰ぐこと。

ハ. 試験会場の確保業務（12月～3月）

- a) 令和6年に実施予定の試験については、厚生労働省及び前請負民間事業者が令和5年3月末までに確保する試験会場を使用すること（試験会場の使用許可は入札対象事業を請け負う民間事業者が自ら取得すること）。

令和7年以降に実施する試験については、これまでの借上げ実績及び受験願書の出願状況等を参考に、厚生労働省と協議の上、民間事業者において試験会場（試験室、予備室及び試験事務室）を前年度3月までに確保し、使用許可を得ること。令和6年から令和8年に実施する試験の試験会場について、最寄りの交通機関からの道順、目標物等を明示した試験会場の案内図を作成し、厚生労働省に送付すること。

なお、契約の最終年度においては令和8年度中に実施予定の令和9年試験までの試験会場を確保し、その使用許可又は内諾を受けた状態を当該試験以

降に試験を実施する者に引き継ぐこと。

- b) 試験会場については、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備したものを確保すること。また、試験監督官等が受験者に個別に問題等を容易に配付できる広さの通路を確保するほか、原則として各受験者の間に1席分以上の間隔を確保するなど不正行為が容易にできない座席配置とすること。
また、経済連携協定（EPA）に基づく看護師国家試験受験者用の試験室を別途確保すること。なお、当該受験者については、厚生労働省が別途指示する。
- c) 身体に障害を有する者等の受験申請者を想定し、当該受験者用の試験室を別途確保すること。なお、受験申請者から提出される配慮事項申請書の受付方法や対応等については、厚生労働省が別途指示する。
- d) 試験日については、厚生労働省が別途指示するので、民間事業者は当該試験日における各会場の手配を行うこと。
- e) 試験会場については、原則として試験日前日から借り上げること。前日借り上げについては、概ね午後1時から4時間程度を想定している。
- f) 体調不良者等に対応するための予備室を別途確保すること。確保した予備室には受験者が横になって休める設備（例：簡易ベッド、コット）を複数用意すること。

二. 受験案内・願書・受験写真用台紙配付、受験願書受付業務

※a)～e)については業務が集中し、特にd)～e)の段階になると作業スケジュールが短期になる傾向があるため、作業工程や進捗管理について徹底すること。

- a) 受験案内・願書配付（概ね9月上旬～翌年1月中旬、準備・審査期間を含む）
 - 1) 民間事業者は、受験案内を作成し、厚生労働省から受験願書、受験写真用台紙ひな形について通知を受けた後に必要数を複製し、配布用の受験案内、受験願書、受験写真用台紙を所要数用意すること。受験写真用台紙については、必要数を厚生労働省から民間事業者に送付する。
 - 2) 管理栄養士については、必要数の配布資料一式（受験要領（冊子）、別紙様式、コンピュータ入力カード、写真台紙、受験願書等送付用封筒）を厚生労働省から民間事業者に送付する。
 - 3) 民間事業者は、受験申請者等からの請求に応じ、受験案内・願書・受験写真用台紙等の配付資料一式の郵送を行う。各職種養成学校への配布は厚生労働省が郵送にて行う。民間事業者は、郵送用の受験願書・受験写真用台紙の部数が不足するおそれが生じた場合には、事前に厚生労働省に連絡を行い、厚生労働省より資料の送付を受けること。
- b) 受験願書受付・審査（11月～翌年2月）
 - 1) 民間事業者は、訪問及び郵送での書面又はMe-LeX（メレックス）による受験願書の受付を行うものとする。必ず試験区分、受付日、氏名、連絡先につ

いて受付記録をとることとし、不備等の補正の際にも同様に受付記録をとること。

2) 受験願書の受付期間中においては、訪問による受験願書の受付を行うため、民間事業者は地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）エリアごとに、窓口を設置しなければならない。（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、那覇を想定。）試験区分によって該当しない試験会場については、訪問受付窓口の設置は不要である。また、電話等による照会窓口を、試験区分ごとに少なくとも1カ所は通年開設する必要がある。

従来の実績としては、訪問窓口の開設時間は土日祝日を除く午前9時から正午12時、午後1時から午後5時までに設定している。窓口は受験願書受付から合格発表まで実施していたことから11月上旬から3月下旬頃まで開設している。また、電話等による照会窓口は、1カ所通年開設していた。なお、受付窓口の開設期間（終期）について、出願期間終了後も合格発表日の10日後（土日祝日を除く。）まで窓口を開設する必要がある。

3) 郵送で受験願書の受付を行う際には、受験願書の送付先は、民間事業者において、個人情報が入力され収入印紙が貼付された受験願書を管理するのに適当な場所をあらかじめ確保した上で厚生労働省と協議し、指定された住所地とすること。受付に当たっては、受験願書記載事項の記載漏れ、記載誤り等がないか、試験免除がある場合はその証明となる免除通知書等の添付があるか、受験手数料相当額の収入印紙が貼付されているか、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないか、受験資格に係る証明書の添付漏れ・内容に問題がないか等を審査すること。審査は必ず複数の者によるダブルチェックを行うこと。

4) 受付した書類に不備があった場合は、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること（管理栄養士国家試験については、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、受験票返信用封筒の同封漏れ・切手の未貼付がないかの審査は必要ない）。郵送された資料に不備があった場合には、必要に応じてパスポートの原本や運転免許証の原本により本人確認を行うこと（管理栄養士については、本人確認資料の提出は不要）。書類が不足している場合は郵送又は窓口持参を受験者にお願いすること。事実確認であれば電話で出願者へ確認することも可能であるが、対応方法について判断が難しい場合には、速やかに厚生労働省に連絡し相談すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

5) 訪問による受験願書受付については窓口で直ちに3)と同様の審査を行い、

不備等がある場合には出願者に返却して補正を求めるものとする。直ちに審査を行えない場合には、郵送の受付と同様に、原則として受験願書の返戻はせず、必ず本人に電話によって確認し補正すること。返戻を行う必要がある場合には、着払いで送付すること。なお、作業の進捗状況により、速やかに審査を行う必要がある場合には、必要に応じて民間事業者の負担により返戻を行うこと。

6) 本人確認の方法は、卒業学校による証明、受験者が受付窓口を直接訪問した際の確認又は写真付き身分証明書の原本での確認による。

7) 受験者の氏名、年齢、生年月日等の個人情報が、他人に漏洩しないように厳重に管理すること。資料は必ず個人ごとに他の資料が混在しないよう整理・区分しての管理を徹底すること。出願者のデータについては管理簿となるデータベースを作成し、毎日受理日の入力を行って管理すること。なお、必要に応じて厚生労働省よりデータの共有を依頼する際には、Excel形式でのデータ出力を行い、厚生労働省に提出すること。

8) 民間事業者において判断できない重要な記載不備等が認められた場合には、厚生労働省と協議すること。

c) 受験番号の付番（11月～翌年2月）

民間事業者は、[申請記載内容事項](#)や添付資料に不備のないことを確認し、不備のないものについては受験願書等（受験願書、受験写真用台紙、受験票返信用封筒、卒業証明書等）の振り分けを行い、受験番号の付番を行うこと。なお、希望する受験地と異なる都道府県で受験する受験者が発生する場合には、厚生労働省と協議すること。

付番方法については、別添1に示された方法に従うこと。なお、毎年10月初旬に受験願書受付時の事務取扱について通知する。

また、提出者数報告、教室別受験者数、受験願書整理表を作成し、厚生労働省へ送付すること。受験願書整理表については、試験区分ごとに出願者総数、教室別受験者数、問題及び答案用紙送付部数を整理すること。

なお、身体の障害により特別の配慮を有する受験者、EPAIに基づく看護師国家試験受験者等の付番方法については、厚生労働省の指示に従うこと。

d) コンピュータ入力カードの送付（12月～翌年2月）

受験番号の付番終了後、速やかに受験写真用台紙のコンピュータ入力カード（受験願書のうち、氏名等を登録するため民間事業者から厚生労働省に送付することとなっている部分をいう。管理栄養士については、受験票とは別に出願者より提出を受けたコンピュータ入力カードをいう。）を受験番号順に100枚ごとに綴り、発送枚数を記載した発送票とともに出願期間最終日から10営業日以内に厚生労働省あて発送すること。[なお、Me-LeX（メレックス）に](#)

より受け付けた受験者分については、書面により受け付けた受験者の受験番号との整合性を確認したうえで厚生労働省へ報告すること。

e) 受験票の送付（12月～翌年2月）

民間事業者は受験者に送付する受験者留意事項を作成すること。この際、試験会場の変更が生じることのないよう、収容可能数等は入念に確認すること。

民間事業者は、受験番号の付番後、厚生労働省が指定する時期が到来次第、二b)にて受験者より提出された受験票返信用封筒により受験者に受験票を送付すること。その際、併せて、受験者留意事項、試験会場の案内図（必要のある場合に限る。）を同封すること。受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合には、民間事業者が必要な金額の切手を貼り付けた返信用封筒（宛名・氏名を記載）を民間事業者宛てに送付するよう、受験者に依頼すること。なお、Me-LeX（メレックス）により受け付けた受験者分の受験票及び受験者留意事項については、Me-LeX（メレックス）又はメールにて通知すること。

管理栄養士国家試験の受験票については、厚生労働省が受験票を別途用意するため、民間事業者は厚生労働省から提供を受けた受験票の宛先（住所・氏名）が厚生労働省から提供を受けた受験者名簿と一致しているか確認の上、受験者宛に送付すること。なお、管理栄養士国家試験の受験票は圧着はがきを使用するため、受験者が切手を貼付した返信用封筒がないことから、民間事業者において料金別納郵便を用いて送料を負担することとし、受験票が不着となり、民間事業者の元に戻ってきた場合にも民間事業者の負担で、受験者に再度郵送すること。

f) 民間事業者は、受験番号順に試験室（予備室を含む。）の割り振りを行い、確保した試験会場における部屋割表（試験事務室（本部）の部屋番号並びに試験室ごと及び予備室ごとの部屋番号、収容人数及び試験区分）を作成し厚生労働省に送付すること。

民間事業者は、試験実施に必要な各試験会場の教室数を確定し、試験会場における教室の状況を確認した上で、試験会場の使用許可を取得すること。なお、使用許可を取得した旨を厚生労働省へ報告すること。

g) 受験願書等の送付（3月）

民間事業者は、合格発表後、速やかに受験願書等を厚生労働省へ送付すること。

未使用となった受験願書等については、再利用が可能なものは引き続き使用することとし、再利用不可となった受験願書等については民間事業者の負担で廃棄すること。

ホ. 会場責任者、試験監督員等（以下「会場責任者等」という。）の確保及び割付業務（1月～2月）

- a) 民間事業者は、試験運營業務に支障を来さないよう、厚生労働省の想定する実施体制（1試験会場1日当たり会場責任者1名及び副会場責任者1名、1試験室当たり主任監督員1名、受験者200名当たり本部員1名、受験者50名当たり監督員2名。最低でも各試験室に主任監督員及び監督員2名の3名を配置すること。）を目安として、会場責任者等を確保すること。なお、監督員の数は、原則として概ね受験者50名につき2名としているが、国家試験を適正に実施できる範囲内（50名につき1名）とすることができるものとする。また、原則としてすべての試験会場において所要の看護師を配置し、会場の規模・状況に応じて所要の誘導員を確保すること。

なお、試験時間中のトイレ等への同行を行うことも考慮し、試験監督員等の確保に当たっては、その男女比にも配慮すること。

- b) 会場責任者については、試験運營業務に支障を来さないよう、国家資格試験の運營業務の経験者や民間事業者の正社員を充てるほか、主任監督員には、国家資格試験で主任試験監督官等を経験している者、又は、国家資格試験の立会いを3回以上経験している者を充てること等、会場責任者等の総合的な質の確保を図ること。

- c) 民間事業者は、会場責任者を試験会場別、試験監督員等を試験会場別及び試験室（予備室を含む。）別に割り付け、その結果を厚生労働省へ報告すること。

また、厚生労働省との連絡窓口は、会場責任者又は副会場責任者とする。

へ. 試験当日の試験場の運営（試験前日設営、準備を含む。1月～3月）

- a) 民間事業者は、厚生労働省が貸与する医政局所管国家試験実施細則、管理栄養士国家試験実施要領、薬剤師国家試験実施細則及び業務参考事例集を参考に試験運営マニュアル（試験監督員等用、会場責任者等用）を作成し、試験日のそれぞれ1か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。なお、試験運営マニュアルの内容については、異なる職種についても、できるだけ共通化を図ること。

また、地震等の自然災害の発生、試験当日の交通障害、試験場付近の火災等により試験の実施が困難と予想される場合等に対応するため、民間事業者は、危機管理要領を作成し、試験日のそれぞれ1か月前までに厚生労働省に提出し、その内容について厚生労働省の確認を受けること。

提出を受けた厚生労働省は、必要に応じて試験運営マニュアル等の修正を命じることができるものとする。

民間事業者は、試験運営マニュアル等に基づき試験運営を行うこと。また、会場責任者等に対し、事前のオリエンテーション等の方法を通じて試験運営マニュアルの遵守の徹底を図ること。この際には、会場責任者の経験等によって区分して開催することなども考慮すること。

なお、事前のオリエンテーションには、厚生労働省が出席することとし、実施する会場については、厚生労働省と協議を行った上で決定すること。

b) 備品、消耗品の準備

民間事業者は、試験実施に当たり使用する備品・消耗品類（別紙1を参考）を試験会場に準備すること。

c) 試験会場の準備と整備

試験会場については、試験当日、試験が適切に実施できるように可能な限り試験日前日に整備すること。なお、試験室（予備室を含む。）への案内等は分かりやすく掲示すること。

試験室（予備室を含む。）については、配席図や必要な注意事項等を掲示するとともに、机に受験番号を貼り付けるなど、事前に適切な設営を行うこと。

~~また、感染症対策として、試験会場の机や共有箇所の消毒を実施し、試験会場入口及び試験室（予備室を含む。）等の適切な箇所に手指消毒液を設置するなど、必要な措置を講ずること（ただし、令和6年及び令和7年試験については実施しないこととする）。~~

d) 問題冊子及び答案用紙の受け渡し

会場責任者は、試験日当日の問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等を、厚生労働省から指定された時間に試験会場において受領すること。

また、試験科目の終了ごとに答案用紙を回収し、数量等の確認及び封緘を行い、当日の試験終了後に厚生労働省が指定する者に引き渡すこと。

e) 試験当日の業務

民間事業者が行う業務は以下のとおりであるが、この場合において、厚生労働省はこれらの業務が適正に遂行されることを検査するため、担当職員を試験会場に派遣するものとする。

1) 試験事務室（本部）

- ・ 本部員は、受験者の案内・誘導を行うこと。

~~本部員は、試験会場入口（原則施設外）にてサーモグラフィカメラ（サーモグラフィカメラ1台当たり約2名の人員を配置すること）による検温を実施すること。検温の結果、37.5度以上あった者は接触型体温計により再度検温し、なおも37.5度以上あった場合は、迅速抗原検査を実施すること。抗原検査の結果が陽性となった場合は受験を認めないこととし、陰性となった場合は別室で受験させること（ただし、令和6年及び令和7年試験については実施しないこととする）。なお、厚生労働省所有のサーモグラフィカメラを貸与するので、民間事業者において適切に保管すること。また、請負契約の終了に伴い請負う者に変更がある場合は、次に請負う者にサーモグラフィカメラを搬送することとし、搬送に係る費用は次に請負~~

~~う者の負担とする。~~

- ・ 会場責任者は、主任監督員、監督員、看護師等が集合していることを確認し、万一、遅刻・急病等の理由により欠員が生じた場合には、試験開始に間に合うよう代替となる者を用意すること。
- ・ 各試験室（予備室を含む。）からの受験状況等の報告や各種の照会等の受付・確認及び整理（本部員が実施）。
- ・ 試験室（予備室を含む。）から回収した答案回収袋の部数確認（本部員が実施）。
- ・ 試験室（予備室を含む。）ごとに試験問題、答案用紙等の配付準備を行うこと（本部員が実施）。
- ・ 受験票の携行を失念した受験者に対して、受験票を再発行すること（本部員が実施）。
- ・ 厚生労働省との連絡・調整（会場責任者等が実施）。
- ・ 定期的に建物内（特にトイレ。）の巡回を実施し、参考書等の不審物がないか確認（本部員が実施）。
- ・ その他試験の実施上必要なものとして厚生労働省から指示された業務。

2) 試験室（予備室を含む。）

- ・ 試験室の照明や空調、マイク、机や椅子の最終確認。
- ・ 試験事務室（本部）への確認、報告事項等の連絡。
- ・ 試験開始前の注意事項の説明、試験問題・答案用紙等の各受験者机上への配付。
- ・ 受験者の本人確認。
- ・ 試験中に机上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。（厚生労働省からの指示に応じた対応を行う）
- ・ 受験者の監視と不正受験に対する対応。
- ・ 出欠確認。
- ・ 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
- ・ 各受験者机上からの答案用紙の回収と確認及び答案回収袋への封入と封緘。
- ・ 受験者数と答案用紙数の一致の確認（答案用紙を漏れなく回収すること）
- ・ その他試験の実施上必要なものとして試験運営マニュアルに記載された業務。

f) 試験終了後の業務

すべての試験が終了したときは、試験会場の原状回復を行った上で撤収すること。

試験当日、会場責任者等が出したゴミ等はすべて持ち帰ること。その旨、全

員に周知徹底させること。厚生労働省が持ち込みした問題冊子（正誤表を含む。）及び答案用紙等について、不要な用紙が試験会場で発生した場合には、民間事業者が処分を行うこと。

なお、受験者の忘れ物については、遺失物拾得に係る法令に従い適切に処理すること。

- g) その他、上記職務の遂行に必要となる関連業務
- h) 災害発生時の対応

大雪、大地震、火災等の災害が発生した場合には、危機管理要領に基づき、受験者の安全の確保を第一に考慮し、状況に応じて、試験開始時刻の繰り下げ、試験の中断・再開、再試験の実施等を決定すること。試験開始時刻の繰り下げ等の措置については、速やかに受験者に伝わるよう周知を行うこと。

災害発生時の対応に当たっては、厚生労働省と連携を密にし、受験者の安否、試験会場の損傷状況等について厚生労働省に随時報告しながら、再試験実施等の重要事項については、厚生労働省と協議の上、決定すること。

なお、再試験を実施することとなった場合においては、速やかに再試験実施に必要な試験会場や試験監督員等の確保を行うこと。この場合、厚生労働省との協議によって請負報酬の額の見直しを行うことができる。

- ト. 卒業証明書及び実務終了証明書等、受験後提出書類の受付・確認等（3月）

見込み受験者に関する卒業証明書及び実務終了証明書等の提出を書面又はMe-Lex(メレックス)により受け付け、内容を確認すること。所定の期限の1週間前を目安とし、未提出の受験者について学校・養成施設又は受験者個人あてに確認を実施すること（提出がない場合、受験資格がないことから、受験自体が無効になる）。

- チ. 合格発表（3月）

- a) 民間事業者は合格者の人数規模に応じて、合格発表の会場を確保すること。なお、会場の態様に応じて整理員の配置等、事故防止のための適切な対応をすること。
- b) 試験の種類ごとに厚生労働省より合格者名簿を受領し、閲覧可能な状態とすること。合格発表の掲載期間は発表日から10日間（土日祝日除く。）とすること。
- c) 合格者名簿の発表前の漏洩防止のための措置については、厚生労働省と協議すること。なお、厚生労働省は当該措置が漏洩防止のために不十分であると認めた場合には、改善を求めることができる。
- d) インターネットによる合格発表は厚生労働省が実施する。

(4) 入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質

医師国家試験事業外11試験については、その目的及び事業の性格に鑑み、公正かつ確実に実施される必要があることから、実施に当たる民間事業者には、以下のような対応が求められる。

なお、厚生労働省は、事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質の確保状況について、8.(1)①に示す報告等により、モニタリングを行うものとする。

① 民間事業者は、5.(2)②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実に行うこと。

② 試験会場の確保業務

イ. 厚生労働省及び前請負民間事業者の試験会場の借上げ実績を参考とし、概ね交通の便が良く、清潔かつ静かな環境を備え、空調設備（暖房。ただし沖縄については冷房。）を完備した出願者数全数の収容を可能とする試験会場を確保すること。

ロ. 厚生労働省及び前請負民間事業者が過去に実施した試験の座席配置例を参考とし、不正行為が容易にできることのない余裕を持った試験室（予備室を含む。）内の座席配置とすること。

ハ. 試験室が広い場合には、適切な音響機器を完備していること。

ニ. 保健師、助産師、看護師及び管理栄養士の国家試験については、特に女性用トイレ設備の適切な数の確保に配慮すること。

③ 受験願書等の配付・受付業務

イ. 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付終了時点で配付漏れがないこと。

ロ. 受験票の発送時点で受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスがないこと。特に受験資格の確認漏れがないようにすること。

ハ. 試験実施時点で受験票の発送漏れ、誤発送がないこと。

④ 試験当日の試験会場の運営

次に掲げる事項に特に注意を払いつつ、マニュアルに基づいた試験運営を行う。

また、会場責任者等に対する事前のオリエンテーション等の方法を通じてマニュアルの遵守の徹底を図ること。ただし、災害等非常時においては受験者の安全確保を第一とする。

イ. 試験問題の事前の漏洩の絶対防止。

ロ. 試験問題及び答案用紙の配付漏れ（答案用紙の種類配付誤りを含む。）の防止。

ハ. 試験時間の過不足の防止及び開始・終了時間の厳格な統一。

ニ. 不正行為の防止に努めるとともに、不正行為に対する厳正な対処。

ホ. 試験中に机の上に置くことができるもの以外で、受験者から申出があったものについての検閲。

ヘ. マニュアルを厳格に適用することによる正確かつ公平な出欠確認及び受験資

格の確認。

- ト. 離席者（トイレ、中途退席）への対応。
- チ. 問題に正誤がある場合には、厚生労働省からの指示及びマニュアルに従って、正誤表の説明及び配付を行い、受験者に対して確実に周知すること。
- リ. 受験者に配付した答案用紙の全数回収。
- ヌ. 回収した答案用紙への解答の加筆及び訂正の絶対防止。
- ル. 未使用答案用紙の欠席者及び部外者への流出の絶対防止。
- ヲ. 厚生労働省から指示された受験特別措置対象者に対する個別注意事項に配慮すること。
- ワ. 試験会場の原状回復を行うこと。

- ⑤ 災害発生時における適切な対応。
- ⑥ 試験会場の周辺住民の生活環境への配慮及び試験会場周辺での交通トラブルの防止に努めること。
- ⑦ 受験申請者からの問い合わせや苦情等への適切な対応。マニュアルによっても対処できない問い合わせや苦情については、速やかに厚生労働省に連絡し指示を仰ぐこと。
- ⑧ 試験問題及び答案用紙の受取り並びに答案用紙の引渡し
試験日当日に厚生労働省が指定する運送業者から試験問題及び答案用紙を受取り、試験終了後は、厚生労働省が指定する運送業者へ回収した答案用紙の引渡しを漏れなく行うこと。
- ⑨ 受験願書受付・審査時に卒業（見込）証明書等を提出した試験合格者について、卒業証明書等受験資格を確定させるための書類又はMe-LeX（メレックス）を用いての確認を漏れなく行うこと。
- ⑩ 事業の実施に当たり民間事業者は、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、その計画を実施し、実施により課題が改善されたかどうかを確認し、新たな課題を盛り込んで計画をさらに良いものへと改善させるという取り組みを継続的に進めることにより、事業の質を継続的に向上させることを目指すこと。なお、この過程には厚生労働省も積極的に関与することとする。

（5）契約の形態及び支払い

- ① 契約の形態は請負契約とする。
- ② 厚生労働省は、請負契約の履行に関し、厚生労働省の指定する監督職員に民間事業者の業務の遂行を監督させ、又は、必要な指示をさせる。この場合、民間事業者は、監督職員の監督又は指示に従わなければならない。
- ③ 民間事業者は、請負契約に基づき実施する、各年度における（3）④ハ～チに掲げる入札対象事業（以下「請負事業」という。）を終了したときには、速やかに厚生労働省

働省に報告し、厚生労働省の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

- ④ 検査職員は、民間事業者から③の規定による報告を受けた日から10日以内に検査を行わなければならない。
- ⑤ 民間事業者は、④の検査に合格したときをもって各年度の業務を完了したものとする。
- ⑥ 検査の結果不合格の場合、民間事業者は、検査職員の指示に従い、遅滞なく必要な修補を行った上で再度検査を受けなければならない。この場合において生じる一切の費用は、民間事業者の負担とする。
- ⑦ 民間事業者が各年度の業務を完了したときは、厚生労働省は、請負事業の報酬として、あらかじめ請負契約により約定された各年度の請負報酬の額（以下「各年度の請負報酬の額」という。）を民間事業者の請求に基づき請求書を受理した日から30日以内に支払う。請求金額に円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。30日以内に支払がないときは、厚生労働省は、支払時期到来の日の翌日から起算して支払の日までの日数に応じ、請求金額に対し政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた遅延利息の率で計算した遅延利息を、速やかに民間事業者に支払う。ただし、遅延利息の額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。（⑧の部分払いの場合についても同様とする。）

各年度の支払い対象となる業務（以下「各年度の業務」という。）は次のとおり。

イ. 令和5年度業務

- ・ 令和6年試験における（3）④ハからチまでの業務

ロ. 令和6年度業務

- ・ 令和7年試験における（3）④ハからチまでの業務

ハ. 令和7年度業務

- ・ 令和8年試験における（3）④ハからチまでの業務

- ・ 令和9年試験における（3）④ハの業務

- ⑧ 民間事業者が、各年度において（3）④の業務すべてを完了する前に性質上可分である各業務が完了したときは、当該部分に対する契約金相当額（以下「契約金相当額」という。）について、部分支払（以下「部分払」という。）を請求することができる。厚生労働省は、民間事業者から部分払の請求があったときは、当該部分の業務の完了を確認するための検査を行った上で、請負事業の報酬として、契約金相当額のうち部分払対象の額を、請求書を受理した日の属する月の翌月末までに支払う。
- ⑨ ⑧の部分払の支払があった後、民間事業者が各年度の請負報酬の額を請求する場合においては、⑦中「各年度の請負報酬の額」とあるのは、「各年度の請負報酬の額から、既に部分払の対象となった契約金相当額を控除した額」とするものとする。

- ⑩ 厚生労働省は、民間事業者の業務履行の確認において、民間事業者の責めに帰すべき事由により、試験問題の漏洩、正味の試験時間の大幅な確保漏れなど重度の不備が生じ、試験の有効性に影響を及ぼしたと認められた場合は、当該試験における（３）④への業務に係る契約金相当額の支払を行わない。

また、民間事業者の責めに帰すべき事由により、上記に至らない程度の不備が生じたとして厚生労働省が判断した場合、以下の区分により、請負報酬の減額を行うものとする。

なお、この場合、民間事業者は改善計画書を厚生労働省に提出し、厚生労働省と協議し、承認を得た上で確実に実施しなければならない。

- イ. 正味の試験時間の確保漏れ（重度の不備には該当しない場合）

当該試験における（３）④への業務に係る契約金相当額の５％

- ロ. 本人確認漏れ

当該試験における（３）④への業務に係る契約金相当額の５％

- ハ. 出欠確認漏れ

当該試験における（３）④への業務に係る契約金相当額の５％

- ニ. 答案用紙の回収漏れ

当該試験における（３）④への業務に係る契約金相当額の５％

- ホ. 受験願書受付における不適切な対応

当該試験における（３）④ニの業務に係る契約金相当額の５％

- ヘ. 受験票の発送漏れ、誤発送

当該試験における（３）④ニの業務に係る契約金相当額の５％

- ⑪ 厚生労働省及び民間事業者は、令和元年試験を基準として想定される出願者数（（３）④イの出願者数）について、試験種ごとに10%を超える出願者数の増減があった場合には、その増減に起因して試験会場（教室）の確保及び試験監督官等の採用に要する費用に大幅な増減が生じるおそれがあることから、協議によって各年度の請負報酬の額の見直しを行うことができる。

3. 実施期間に関する事項

請負契約の契約期間は、令和5年4月3日から令和8年3月31日までとする。

契約期間内に実施する試験は次のとおりであるが、今後の関係法令の改正等により各試験制度に変更があった場合には、それに伴う所要の修正を行う場合がある。

令和6年試験

令和7年試験

令和8年試験

試験日及び受験願書受付期間等は、厚生労働省から別途通知する。令和6年以降の試験実施日は現在のところ確定していないが、通常、試験実施日は前年実施日と同様の時期に

設定されることから、令和5年試験の実施日を考慮し、次表のとおり令和6年の実施見込み日を記載するので、令和6年以降の試験実施日の想定時期とされたい。

また、試験実施日は、官報公告されるまで確定せず、実施予定日の前後14日間位の範囲で変更することがあるので、予約の際には、変更に対応できるように、予め調整すること。

職種	令和5年の実施予定日	令和6年の実施見込み日
医師国家試験	令和5年 2月 4日（土） ～ 令和5年 2月 5日（日）	令和6年 2月 3日（土） ～ 令和6年 2月 4日（日）
歯科医師国家試験	令和5年 1月 28日（土） ～ 令和5年 1月 29日（日）	令和6年 1月27日（土） ～ 令和6年 1月28日（日）
保健師国家試験	令和5年 2月10日（金）	令和6年 2月 9日（金）
助産師国家試験	令和5年 2月 9日（木）	令和6年 2月 8日（木）
看護師国家試験	令和5年 2月12日（日）	令和6年 2月11日（日）
診療放射線技師国家試験	令和5年 2月16日（木）	令和6年 2月15日（木）
臨床検査技師国家試験	令和5年 2月15日（水）	令和6年 2月14日（水）
理学療法士国家試験	令和5年 2月19日（日）	令和6年 2月18日（日）
作業療法士国家試験	令和5年 2月19日（日）	令和6年 2月18日（日）
視能訓練士国家試験	令和5年 2月16日（木）	令和6年 2月15日（木）
管理栄養士国家試験	令和5年 2月26日（日）	令和6年 2月25日（日）
薬剤師国家試験	令和5年 2月18日（土） ～ 令和5年 2月19日（日）	令和6年 2月17日（土） ～ 令和6年 2月18日（日） 又は 令和6年2月24日（土） ～ 令和6年2月25日（日）

参考：厚生労働省ホームページ 資格・試験情報（医療、医薬品、健康、食品衛生関連）

https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shikaku_shiken/index.html

4. 入札参加資格に関する事項

- (1) 単独で請負事業が担えない場合は、適正に業務を遂行できる共同事業体（請負事業を共同して行うことを目的として複数の民間事業者により構成された組織をいう。以下同じ。）として参加できる。その場合、入札書類提出時までには共同事業体を結成し、代表者を定め、他の者は構成員として参加するものとする。また、共同事業体の構成員は、他の共同事業体の構成員となること、又は単独で参加することはできない。なお、共同事業体結成に関する協定書（又はこれに類する書類）を作成し、入札書等とあわせて提出することとし、必ず代表者が入札参加の手続を行うこと。
- (2) 次のすべての要件を満たすこと。なお、共同事業体として入札する場合においても、特別の定めがあるものを除き、すべての要件を構成員全員が満たしているものとする。
- ① 法第15条において準用する法第10条（第11号を除く）に抵触しないものであること。
 - ② 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条に規定される次の事項に該当する者は、競争に参加する資格を有さない。
 - ・以下の各号のいずれかに該当する者
 - ア. 当該契約を締結する能力を有しない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。
 - イ. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - ・以下の各号のいずれかに該当すると認められ、3年以内の期間を定めて、一般競争に参加させないこととした者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についてもまた同じ。）
 - ア. 契約の履行に当たり故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ. 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ. 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ. 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ. 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - カ. 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
 - キ. 前各号のいずれかに該当する者を、契約の締結又は履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - ③ 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者は、競争に参加することができない。
 - ④ 厚生労働省から指名停止又は一般競争参加資格停止の措置を受けている期間中に

該当しない者であること。

- ⑤ 令和04・05・06年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」であって、「A」等級に格付けされた関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。なお、共同事業体にあつては、代表者以外の構成員は関東・甲信越地域の競争参加資格に限定しないものとする。
- ⑥ 民間事業者又はその親会社等が医師国家試験事業外11試験に関する学校・養成所の運営、受験指導、試験問題・受験者・合格者等の調査、分析を行ったことがなく、現に行っていない者であること。
- ⑦ 本実施要項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第20条第1項の契約を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- ⑧ 厚生労働省の所属担当官と締結した契約に関し、契約に違反し、又は同担当官が実施した入札の落札者となりながら、正当な理由なくして契約を拒み、ないしは入札等厚生労働省の業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- ⑨ 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- ⑩ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- ⑪ 法人税並びに消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑫ 次に掲げる制度が適用される者にあつては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（オ及びカについては2保険年度）の保険料の滞納がない者であること。
 - ア. 厚生年金保険
 - イ. 健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）
 - ウ. 船員保険
 - エ. 国民年金
 - オ. 労働者災害補償保険
 - カ. 雇用保険

※ 各保険料のうちオ及びカについては、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあつては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあつては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。
- ⑬ 「情報セキュリティマネジメントシステム（国際規格 ISO/IEC27001又は日本産業

規格 JISQ27001) の認証」又は「プライバシーマーク (JISQ15001) 」のうち、いずれかを取得していること。

⑭ 過去に同規模程度の類似業務の実績を有していること。

⑮ 本入札の入札書提出期限の直近 1 年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導 (行政機関から公表されたものに限る。) を受けた者にあつては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障をきたすおそれがある者でないこと。

(3) 入札の参加希望者は、上記 (2) に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、本実施要項に示した業務が履行できることを証明する書類として入札参加申込書及び資格審査結果通知書 (写)、納税証明書や社会保険料納入確認書等の資格の証明に資する資料 (以下「申込書等」という。) を指定する期日までに厚生労働省へ提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申込書等を提出しない者並びに入札参加資格がないと認められた者は本入札に参加することができない。

また、入札に参加を希望する者は、上記証明書類とあわせて暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

5. 入札に参加する者の募集に関する事項

(1) 入札に係るスケジュール

① 入札公告	令和 5 年 1 月 6 日
② 質問受付期限	令和 5 年 2 月 3 日
③ 申込書等提出期限	令和 5 年 2 月 1 4 日
④ 入札書類提出期限	令和 5 年 2 月 2 0 日
⑤ 入札書類の審査	令和 5 年 3 月中旬
⑥ 落札者の決定	令和 5 年 3 月中旬
⑦ 業務の引継	落札者の決定以降
⑧ 契約締結	令和 5 年 4 月 3 日

(2) 入札の実施手続

① 提出書類

民間競争入札に参加する者 (以下「入札参加者」という。) は、次に掲げる書類を別に定める入札公告書及び入札仕様書に記載された期日と方法により、厚生労働省が指定する場所まで提出すること。入札書類を提出できる者は、厚生労働省から入札参加資格を認められた会社 (法人) の代表者又は会社の代表者から委任状により入札権限を委任されている者とする。入札参加者の代理人が入札参加する場合は、委任状を厚生労働省へ提出すること。

- イ. 入札価格（契約期間内のすべての請負事業に対する報酬の総額の110分の100に相当する金額）を記載した書類（入札書）
- ロ. 総合評価のための業務運営の具体的な方法及びその質の確保の方法等に関する書類（以下「技術提案書」という。）
- ハ. 法第15条において準用する法第10条に規定する欠格事由のうち、暴力団排除に関する規定について評価するために必要な書類

② 技術提案書の内容

入札参加者が提出する技術提案書には、企画提案の内容として明らかにされる業務の質に関する評価を受けるため、次の事項を記載すること。

- イ. 経理的基盤（次の書類を添付すること。）
 - ・ 直近2期分の法人税確定申告書の写し（税務署受付印のある申請書一式）財務諸表、公認会計士又は監査法人による監査報告書の写し、民間で使用されている、税理士作成の「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（若しくは「中小企業の会計に関する基本要領の適用に関するチェックリスト」）も添付すること
 - ・ 直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までの間の財政状況及び経営成績に関する資料
 - ・ 申請月を含む向こう6か月間の資金繰り表
- ロ. 実施体制
 - ・ 業務責任体制（責任者名、事業担当者名、責任者と事業担当者の役割分担など）
 - ・ 業務履行体制（プロジェクト総括管理者、プロジェクトごとの管理者、業務従事者の適切な配置）
 - ・ 厚生労働省との連絡体制（厚生労働省との連絡担当者と業務従事者の適切な分配・配置）
 - ・ 請負事業の実施に当たり、その業務の一部について第三者に委託し又は請け負わせる場合には、業務の範囲、理由、委託先等に対する報告徴収その他運営管理の方法
 - ・ 民間事業者における内部研修体制（試験監督員等、社外募集スタッフを含む）
 - ・ 情報セキュリティ対策
- ハ. 事業計画
 - ・ 作業マニュアルの周知・徹底の方法、工夫
 - ・ 試験会場確保の方法、工夫
 - ・ 受験願書受付審査の方法、工夫
 - ・ 必要な人員確保のための方法、工夫
 - ・ 試験場の運営の方法、工夫

- ・ その他請負事業を実施するために必要な事項（民間事業者の創意工夫による改善提案を含む。）

二. 試験運営実績等

- ・ 過去5年間の国家試験又はそれに類する試験における業務実績（会場確保、出願受付、試験当日の運営などに係るもの）

6. 落札者を決定するための評価の基準その他落札者の決定に関する事項

請負事業を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、技術提案書による評価と、請負事業に係る入札価格とを総合した評価（総合評価方式）によるものとする。なお、評価は厚生労働省及び外部有識者による審査を行う。

（1）評価方法

① 技術評価点

技術評価は、提出された技術提案書の内容が、請負事業の趣旨に沿った実行可能なものであるか（必須項目審査）、また、効果的なものであるか（加点項目審査）について行い、イ. の基礎点にロ. の加点の合計点を加えた点を技術評価点とする。

イ. 必須項目審査

次の必須項目については、そのすべてを満たした提案には基礎点30点を与え、その一つでも欠ける提案は不合格とする。

a) 経理的基礎

- ・ 請負事業を確実に遂行できるだけの経理的基盤を有しているか。

（評価項目）

直近の決算期以降入札日が属する月の前月末までにおいて債務超過の状態にないか、累積損失がないか及び技術提案書提出時点において手許流動性など資金繰りの状態が健全であるか。

b) 実施体制

- ・ 請負事業を遂行可能な人数が確保されているか。
- ・ 総括責任者、事業担当者等の事業遂行体制、役割分担等、責任の所在が明確に示されているか。
- ・ 実施体制について、厚生労働省と密に連絡・調整を行うプロジェクト総括管理者の下に、プロジェクトごとの管理者と十分な人員が配置されているか。
- ・ 再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。
- ・ 情報漏洩防止をはじめとする情報セキュリティを確保するための体制を整備し、責任者を置くとともにセキュリティマニュアル等を作成して、情報取扱者以外の者が情報に接することがないよう的確な試験情報の運用管理を行うことができるか。

- ・ 問い合わせ、苦情等に適切に対応するための体制が整備されているか。
- c) 事業計画
- ・ 請負事業の実施に当たり、確保されるべきサービスの質の内容をすべて満たした計画を立案しているか。
 - ・ 受験願書受付業務の手順等実施方法が具体的に示されているか。

ロ. 加点項目審査

次のa)からf)の加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待できるかという観点から、基本的には入札参加者の企画提案を絶対評価することにより加点する。

具体的には、加点項目ごとに入札参加者の技術提案書の内容を審査し、各入札参加者に対して次表の審査基準（e）及びf)の加点項目は除く。）により得点を付与する。（0点～40点）

（表）審査基準〔絶対評価項目〕

評価内容	7点満点	4点満点	3点満点	2点満点
非常に優れている	7	4	3	2
優れている	5	3	2	—
やや優れている	3	2	1	1
普通以下	0	0	0	0

a) 実施体制（0点～11点）

- ・ 業務従事者の中に、国家試験、公的試験又はこれに類する試験において試験監督や出願受付業務を経験した者や民間事業者の正社員を多く配置することとなっているか。（0点～3点）
- ・ 運営マニュアルの作成及び運営マニュアルの周知・徹底について、例えば、オリエンテーションを実施する際に経験等によって区分して開催するなど遺漏なく当該事業に従事する人員に浸透するような民間事業者独自の創意工夫が活かされているか。（0点～4点）
- ・ 内部研修体制について、試験監督員等の社外募集スタッフを含み、適切に行われているか。（0点～4点）

b) 事業計画（0点～8点）

- ・ 厚生労働省の過去の実績や試験地の状況を踏まえ、適切な会場候補を列記し、具体的な会場確保のスケジュールを明記しているか。（0点～2点）
- ・ 会場責任者等の確保の具体的な計画を立案しているか。（0点～2点）
- ・ 受験願書の受付審査から受験票の送付までの工程について、十分な人員割当のもと、適切に書類の現物とデータベースの管理・突合を行うことが出来る計画となっているか。（0点～4点）

c) 実績（0点～6点）

- ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験、公的試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）
 - ・ 過去5年間に複数の会場で、数百から数千人規模の受験者を対象に、少なくとも年1回以上の頻度で問題なく実施した国家試験等に類する試験実施業務（会場確保、受験願書受付、会場責任者等の確保及び試験運営）の複数年の実績の有無。（0点～3点）
- d) 計画遂行の確実性（0点～7点）
- ・ 試験運営に必要な拠点が現地に存在している、又は協働する事業パートナーが当該試験地などに存在しているか。（0点～4点）
 - ・ 会場責任者として国家試験、公的試験又はそれに類する試験実施業務の経験者を充てる等、計画の確実な遂行に必要な資源をあらかじめ確保しているか。（0点～3点）
- e) ワーク・ライフ・バランス等（0点～4点）
- ・ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく認定（えるぼし認定企業）を受けているか。
 - ・ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）を受けているか。
 - ・ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）に基づく認定（ユースエール認定企業）を受けているか。

認定等の区分		点数
女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定企業）	・ プラチナえるぼし	4
	・ 3段階目（認定基準5つ全て○）	4
	・ 2段階目（認定基準3～4つ○）	3
	・ 1段階目（認定基準1～2つ○）	2
	・ 行動計画	1
次世代法に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）	・ プラチナくるみん	4
	・ くるみん（令和4年4月1日以降の基準）	3
	・ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）	3
	・ トライくるみん	3
	・ くるみん（平成29年3月31日までの基準）	2
若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）		3
※ 複数の認定に該当する場合は、最も配分が高い区分により加点を行う。		

- f) 賃上げの実施を表明した企業等（0点もしくは4点）
- ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与等受給者一人当たりの平均受給額を3%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【大企業】
 - ・事業年度（もしくは暦年）において、対前年度比（もしくは対前年比）で給与総額を1.5%以上増加させる旨、従業員に表明しているか。【中小企業等】

② 入札価格点

入札価格に係る評価点については、以下の計算方法により、事業者が提示した入札価格に応じて得点が計算される。なお、入札価格に係る得点配分は35点とする。

$(1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \times \text{入札価格に係る得点配分}$

(2) 落札者の決定

- イ. 上記(1)①イの必須項目をすべて満たし、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、技術評価点及び入札価格点の合計が最も高い者を落札者とする。
- ロ. 必須項目をすべて満たしている者のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がない場合は、再度の入札を行う。
- ハ. 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められる場合、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記の合計点の最も高い者を落札者とすることがある。
- ニ. 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札者を決定する。また、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない厚生労働省の職員にくじを引かせ落札者を決定する。
- ホ. 厚生労働省は、落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(3) 落札者が決定しなかった場合の措置

厚生労働省は、初回の入札において入札参加者がなかった場合、必須項目をすべて満たす入札参加者がなかった場合又は再度の入札を行ってもなお落札者が決定しなかった場合は、入札対象事業を自ら実施すること等ができる。この場合において、厚生労働省はその理由を公表するとともに、官民競争入札等監理委員会（以下「監理委員会」という。）に報告する。

7. 入札対象事業に関する従来の実施状況に関する情報の開示に関する事項

別紙2のとおり。

8. 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、秘密を適正に取り扱うために必要な措置、その他請負事業の適正かつ確実な実施の確保のために民間事業者が講ずべき事項

(1) 民間事業者が厚生労働省等に報告すべき事項、厚生労働省等の指示による講ずべき措置

① 報告等

民間事業者は、2.(4)で設定した請負事業の実施に当たって求められるサービスの質の確保がなされていることを確認するため、次のイからへについて、報告を行うものとする。

また、厚生労働省は、報告を受け、業務の適正かつ確実な実施を確保するとともに、事業の質を継続的に向上させることを目指す取り組みを進めるため、民間事業者との定期的な情報交換の場を設けるものとする。

民間事業者は、新たに請負う場合には厚生労働省及び前請負民間事業者から話を聞いた上で、事業開始日から起算して3か月を経過するまでに、事業の課題を改善するための計画を創意と工夫を反映して作成し、厚生労働省と協議の上、計画を確定させるものとする。また、計画の実施状況等については、イの報告とあわせて報告するものとする。

イ. 民間事業者は、事業開始日から起算して3か月を経過するごとに、経過の日から1か月以内に、請負事業の実施状況を厚生労働省に報告しなければならない。

ロ. 試験会場における事故や急病及び本実施要項2.(4)④の各号に抵触する行為については、民間事業者は迅速に対応すると同時に速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ハ. 厚生労働省が授受した答案用紙の回収数の正確性に疑義があり、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ニ. 試験日以降、厚生労働省に寄せられた請負事業に関する苦情や問い合わせについて、厚生労働省から報告を求められたときは、民間事業者はこれに応じなければならない。

ホ. 民間事業者は、請負事業の実施期間を通じ、受験者等関係者からの苦情やトラブルが生じた場合には、その内容及び対処方法を速やかに厚生労働省に報告しなければならない。

ヘ. 民間事業者は、請負事業の実施に要した経費について、各年の試験日及び請負事業を終了し若しくは中止した日が属する月の翌月末（契約最終年度においては3月末）までに、厚生労働省に報告しなければならない。

② 調査

イ. 厚生労働省の職員は、請負事業の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、必要な報告を求め、又は事務所に立ち入り、請負事業の実施の状況若しくは帳票、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

ロ. 立入検査をする厚生労働省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

③ 指示

厚生労働省は、請負事業を適正かつ的確に実施させるために、民間事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

(2) 秘密を適正に取り扱うために必要な措置

① 民間事業者は、厚生労働省の与えた指示及び請負契約の遂行上知り得た厚生労働省の秘密情報（書面等をもって厚生労働省が民間事業者に提供した情報及び厚生労働省の施設内又はそれに準じる場所で作業する際に見聞又は認識した情報の一切をいう。以下「秘密情報」という。）の機密性を保持し、これを請負契約の履行以外の目的に使用し、又は第三者に開示してはならない。

② 民間事業者は、請負業務及び①にて秘密保持義務を負っている厚生労働省の秘密情報が化体されたソフトウェア、図面、書類、データ等を、請負契約履行のために必要な範囲の従事者以外の者に開示し、又は使用させてはならない。

③ 民間事業者は、自らの従事者その他の者に対して、①、②及び⑤の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。

④ ①から③の規定は、請負契約終了後においても適用されるものとする。

⑤ 個人情報に関する取扱いについては、①から④に掲げるほか別紙3の取扱いを遵守しなければならない。

(3) 談合等の不正行為

民間事業者は、請負契約に関して、民間事業者又は民間事業者の代理人が次の各号の一に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を厚生労働省に提出しなければならない。

イ. 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2

第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

ロ. 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（民間事業者の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）。

ハ. 民間事業者は、民間事業者又は民間事業者の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けたとき。

ニ. 民間事業者又はその役員若しくは使用人が、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき。

（4）契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

① 請負事業の開始及び中止

イ. 民間事業者は、締結された契約に定められた事業開始日に請負事業を開始しなければならない。

ロ. 民間事業者は、やむを得ない理由により請負事業を中止しようとするときは、あらかじめ書面をもって厚生労働省と協議の上、承認を受けなければならない。

② 公正な取扱い

イ. 民間事業者は、請負事業の実施において受験申請者を合理的な理由なくして区別又は差別してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業を実施している間、親会社等を含め、医師国家試験事業外11試験に関する受験指導並びに試験問題、受験者及び合格者等の調査、分析等を行ってはならない。

ハ. 民間事業者の役職員（請負事業に従事している者に限る。）及びその親族（配偶者、親子、兄弟姉妹）は、請負事業に従事する試験年の医師国家試験事業外11試験に申し込み、又は受験をしてはならない。

③ 金品等の授受の禁止

民間事業者は、正当な理由なく、請負事業において金品等を受け取る事又は与えることをしてはならない。

④ 宣伝行為の禁止

民間事業者及びその事業に従事する者は、「厚生労働省」、「厚生労働大臣」及び「地方厚生（支）局（沖縄分室を含む。）」の名称、ロゴや各試験の名称などを請負事業以外の自ら行う事業の宣伝に用いてはならない（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受注業務の一つとして事実のみ簡潔に記載する場合は除く。）。

また、自ら行う事業が医師国家試験事業外11試験の業務の一部であるかのように誤認のある行為をしてはならない。

⑤ 厚生労働省との契約によらない自らの事業の禁止

民間事業者は、試験会場等において、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（厚生労働省との契約に基づく事業を除く。）に基づき実施する事業を行ってはならない。

⑥ 取得した個人情報の活用の禁止

民間事業者は、請負事業によって取得した個人情報を、自ら行う事業又は厚生労働省以外の者との契約（請負事業を実施するために締結した他の者との契約を除く。）に基づき実施する事業に用いてはならない。

⑦ 記録及び帳簿

民間事業者は、請負事業の実施状況に関する記録及び帳簿書類を作成し、請負事業を終了し又は中止した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しなければならない。

⑧ 権利の譲渡等

イ. 民間事業者は、請負契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

ロ. 民間事業者は、請負事業の実施が第三者の特許権、著作権その他の権利と抵触するときは、その責任において必要な措置を講じなければならない。

⑨ 再委託

イ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その全部を一括して第三者（受託者の子会社（会社法第2条第3項に規定する子会社をいう）を含む。）に再委託してはならない。

ロ. 総合的な企画及び判断、並びに業務遂行管理部分の再委託は禁止する。

ハ. 契約に関する事業の一部を再委託する場合は、原則、契約額の1/2未満とすること。

ニ. 民間事業者は、請負事業の実施に当たり、その一部について第三者に再委託を行う場合は、再委託先を明らかにした上で再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

ホ. 民間事業者は、契約後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託先を明らかにした上で、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力及び報告徴収、個人情報の管理その他運営管理方法について、あらかじめ厚生労働省と書面により協議の上、承認を得るものとする。

へ. 民間事業者は、上記ロ又はハにより再委託を行う場合には、再委託先から必要な報告を徴収し、厚生労働省に提出することとする。

ト. 再委託先は、上記（２）及び（４）の②から⑧までに掲げる事項については、民間事業者と同様の義務を負うものとする。

チ. 再委託する場合は、その最終的な責任は、対象公共サービスを実施する民間事業者が負うこと。

⑩ 契約内容の変更

厚生労働省及び民間事業者は、２.（３）④へ h)又は（５）⑩の請負報酬額の見直しがあった場合には、契約の変更を行うものとする。また、厚生労働省は、２.（２）の試験実施事業を行う地域について、各試験区分の実施内容について厚生労働省より諮問する審議会において、試験実施事業を行う地域の追加・削除について審議された結果を受けて各試験地を変更（追加・削除）する場合、試験地の変更に伴い業務の内容に変更が生じた場合、又は（３）④ロの試験制度に変更があった場合には、民間事業者にあらかじめ変更の理由を書面で提示し、双方協議の上、契約の変更が必要であると認められるときは、契約の変更を行うものとする。

⑪ 契約の解除

厚生労働省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

イ. 偽りその他不正の行為により落札者となった場合。

ロ. 法第14条第2項第3号又は第15条において準用する第10条（第11号を除く）の規定により民間競争入札に参加する者に必要な資格の要件を満たさなくなったとき。

ハ. ２.（５）⑩に掲げる重度の不備により試験の有効性に影響を及ぼした場合など契約に従って請負事業を実施できなかったとき、又はこれを実施することができないことが明らかになったとき。

ニ. ハに掲げる場合のほか契約において定められた事項について重大な違反があったとき。

ホ. 法令又は契約に基づく報告をせず、若しくは虚偽の報告をしたとき。

ヘ. 法令又は契約に基づく検査を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

ト. 法令又は契約に基づく指示（８.に掲げる措置を履行しなかった場合を含む。）に違反したとき。

チ. 民間事業者又はその役職員その他請負事業に従事する者が、法令又は契約に違反して、請負事業の実施に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用した場合。

リ. 暴力団員を業務統括する者又は従業員としていることが明らかになった場合。

ヌ. 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが

明らかになった場合。

- ル. 財産状態が著しく悪化し、又はその恐れがあると認められる事由があるとき。
- ヲ. 破産、民事再生手続開始若しくは会社更生手続開始の申立てがあったとき又は清算に入ったとき。
- ワ. 談合等の不正行為について、次の各号の一に該当するとき。
 - a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - b) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - c) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - d) 民間事業者又は民間事業者の代理人（民間事業者又は民間事業者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人）が刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

⑫ 契約解除時の取扱

- イ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省との協議に基づき、請負事業を厚生労働省に引き継ぐための処理について、責任を持って対応を行わなければならない。
- ロ. 厚生労働省は、上記⑪の規定により契約を解除した場合には、厚生労働省は契約解除の日までに適正に履行された業務について2.（5）⑧の要領により報酬を支払う。
- ハ. 民間事業者は、厚生労働省が上記の⑪の規定により契約を解除した場合には、当該契約の金額の100分の10に相当する金額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに納付しなければならない。ただし、厚生労働省は解除原因に起因する損害額が当該金額に満たないと判断する場合には、違約金の支払いを減額し、又は免除することができる。

前記違約金の定めは、違約金額を超過する損害額についての損害賠償を妨げるものではない。また、民間事業者は契約の履行を理由として違約金を免れることができない。
- ニ. 民間事業者は、上記の解除原因のうち、⑪ワ. d)に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、上記⑫ハに基づく違約金に加え、契約金額の100

分の5に相当する額を違約金として厚生労働省が指定する期日までに別途支払わなければならない。

- a) 公正取引委員会が、民間事業者又は民間事業者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- b) 当該刑の確定において、民間事業者が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- c) 民間事業者が厚生労働省に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

ホ. 厚生労働省は、民間事業者が複数の独立した解除原因に該当する場合には、当該解除原因ごとに違約金の請求をすることができる。

⑬ 損害賠償

民間事業者は、債務不履行その他請求原因のいかんにかかわらず、厚生労働省に損害を与えた場合は、厚生労働省に対し、一切の損害を賠償するものとする。この損害には、厚生労働省が民間事業者に対し履行を求め一切の費用、国民等から、不服申立て等が提起された場合において厚生労働省が国民等に支払いを要する金額及び厚生労働省が不服申立て等を防御するために要した一切の費用並びにこれらのために要する訴訟等裁判手続に関する費用を含むものとする。

⑭ 違約金と損害賠償の関係について

厚生労働省から民間事業者に損害賠償を請求する場合において、原因を同じくする支払済の違約金がある場合には、当該違約金は原因を同じくする損害賠償について、支払済額とみなす。

⑮ 不可抗力免責、危険負担

民間事業者は、上記事項にかかわらず、民間事業者の責めに帰することができない事由により請負事業の全部又は一部の実施が遅滞したり、不能となったりした場合は責任を負わない場合がある。この場合、厚生労働省と協議する。

⑯ 契約の解釈

契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と厚生労働省が協議する。

9. 請負事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合における損害賠償に関して民間事業者が負うべき責任

請負事業を実施するに当たり、民間事業者又はその職員その他の請負事業に従事する者が、故意又は過失により、請負事業の受益者等の第三者に損害を加えたときは、次のとおりとする。

- (1) 厚生労働省が当該第三者に対する賠償を行ったときは、厚生労働省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰

すべき理由が存する場合は、厚生労働省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。)について求償することができる。

- (2) 民間事業者が民法(明治29年法律第89号)第709条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について厚生労働省の責めに帰すべき理由が存するときは、民間事業者は厚生労働省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10. 請負事業の評価に関する事項

(1) 請負事業の実施状況に関する調査の時期

厚生労働省は、総務大臣が行う評価の時期を踏まえ、令和7年3月末時点において、請負事業の実施状況について調査するものとする。

(2) 調査の実施方法

厚生労働省は、従来の実績と民間事業者の実績を比較することができるように、請負事業の実施状況等の調査を行うものとする。

(3) 調査項目

- ① 5.(2)②の技術提案書の内容等を踏まえて各年度に策定される入札対象事業の工程ごとの作業方針、スケジュールに沿って業務を確実にやっているかについて
- ② 試験実施に適した試験会場の確保の状況について
- ③ 試験会場の座席配置状況について
- ④ マニュアルに基づく試験当日の試験会場運営に向けた、会場責任者等に対するマニュアル遵守の周知徹底の状況について
- ⑤ 受験案内・願書・受験写真用台紙の配付漏れの有無とその原因について
- ⑥ 受験願書の受付・チェック漏れ、受付ミスの有無とその原因について
- ⑦ 受験者の個人情報の漏洩の有無とその原因について
- ⑧ 受験願書等への付番漏れ、付番ミスの有無とその原因について
- ⑨ 仮受理願書の消印不要収入印紙への誤消印の有無とその原因について
- ⑩ 受験票の送付漏れ、誤発送の有無とその原因について
- ⑪ 試験問題の事前漏洩の有無とその原因について
- ⑫ 試験時間の過不足の有無、時間とその原因について
- ⑬ 受験者の監視の怠り、受験者への不正対応の有無とその原因について
- ⑭ 不正受験に対する対応ミスの有無とその原因について
- ⑮ 受験者の出欠・本人確認、答案用紙の回収漏れの有無とその原因について
- ⑯ 問題に正誤が生じた場合の受験者に対する周知ミスの有無とその原因について

- ⑰ 受験特別措置対象者に対する個別注意事項への対応ミスの有無とその原因について
- ⑱ 試験会場の原状回復に係るトラブル発生の有無とその原因について
- ⑲ 試験会場周辺の生活環境への配慮不足や交通トラブル発生の有無及びその原因について
- ⑳ 請負事業における苦情やトラブルの内容と対処方法について
- ㉑ 厚生労働省が指定する運送業者からの試験問題及び答案用紙の受取り漏れ並びに運送業者への答案用紙の引渡し漏れの有無とその原因について
- ㉒ 上記⑤～㉑の事象の再発を防止するための具体的な措置について
- ㉓ 各年度の業務に要した経費について

(4) 意見聴取等

厚生労働省は、請負事業の実施状況等の調査を行うに当たり、必要に応じ、民間事業者（会場責任者等を含む。）及び受験者から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。

11. その他請負事業の実施に際し必要な事項

(1) 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

① 請負事業実施状況等の監理委員会への報告

厚生労働省は、請負事業の実施状況等について、8.(1)①の報告等を踏まえつつ、10.に掲げる調査を行った後、内容を審査・評価して、令和7年5月を目途に総務大臣及び監理委員会へ報告するものとする。

なお、請負事業において、受験者が直接不利益を被るなど、公正かつ的確な試験の実施に重大な影響を及ぼす事象を生じさせた場合は、確保されるべき事業の質が達成されていないという評価となる可能性が高いので、民間事業者は、事業実施に当たって十分留意するとともに、そのような事象を生じさせないよう必要な措置を講ずること。

② 立入検査、指示等の報告

厚生労働省は、法第26条及び第27条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を監理委員会に報告するものとする。

(2) 厚生労働省の監督体制

当該請負事業に係る監督については、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室長補佐を責任者とし、厚生労働省大臣官房地方課地方厚生局管理室、厚生労働省医政局医事課試験免許室、厚生労働省健康局健康課栄養指導室及び厚生労働省医薬・生活衛生

局総務課が共同で行う。

(3) 民間事業者の責務

- ① 請負事業に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- ② 民間事業者は、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第23条第1項第7号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第25条及び第26条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から直接又は厚生労働省を通じて、資料又は報告等の提出を求められたり、質問を受けたりすることがある。
- ③ 民間事業者は、法第54条の規定に該当する場合は、一年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることとなる。また、民間事業者は、法第55条の規定に該当する場合は、30万円以下の罰金に処されることとなる。なお、法第56条に基づき、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、法第55条の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の刑を科する。
- ④ 民間事業者は、請負事業実施に当たっては、適用される法令、実施要領及び契約の規定に従って適切に行うこと。特に、民間事業者及びその事業に従事する者の守秘義務の遵守及びその確保等については、事業実施に当たって十分留意するとともに、必要な措置を講ずること。